**平成２９年（フ）第４４号**
広島市南区仁保新町１丁目９番５―202号
債務者　河原真由子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１２８号**
愛媛県西条市藤之石７号93番地
債務者　伊藤　勝美
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２８年（フ）第７２号**
愛媛県今治市玉川町中村甲500番地11、前住所松山市山越６丁目13番９号、前々住所愛媛県今治市別宮町９丁目６番
債務者　大場　好雄
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２９年（フ）第１０号**
宮崎県延岡市大貫町３丁目945番地　県営住宅　57―102―81
債務者　磯谷　光子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２９年（フ）第１１号**
宮崎県延岡市大貫町３丁目945番地　県営住宅　57―102―81
債務者　朴　　魯錫
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２９年（フ）第１３号**
宮崎県延岡市富美山町83番地412
債務者　富士本登志子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２９年（フ）第５号**
福島県郡山市大槻町字花輪前34番地の２
債務者　橋谷田惠子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２８年（フ）第１６４号**
神戸市西区伊川谷町有瀬344番地の１　グランプレステージ神戸神陵台109号
債務者　仲　　秀子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２９年（フ）第２号**
沖縄県名護市大西１丁目16番４―205号　シャトレ大西
債務者　濵元　美咲
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
那覇地方裁判所名護支部

**平成２８年（フ）第５２号**
静岡県菊川市赤土1423番地グリーンフィールⅡ―103
債務者　魚谷　直希
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２８年（フ）第１０２６号**
神戸市須磨区若宮町３丁目３番４号　サンビラ須磨201、従前の住所神戸市須磨区古川町４丁目４番４号
債務者　福田鉄工所こと　福田　時雄
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１６１号**
青森県弘前市大字城東北２丁目１番地５　紫雲荘１号
債務者　中田　光政
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２８年（フ）第２００５号**
名古屋市中川区東起町１丁目66番地の１　シティ・ライフ東起201号
債務者　利部　　亮
1　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２０８２号**
名古屋市守山区森宮町263番地　山下住宅608号
債務者　髙井　博正
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３８号**
熊本県宇土市門内町42番地　宇土社宅103号
債務者　宮本　祐子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第２号**
山口市朝田73番地５　ミレニアム101
債務者　大井　　旭
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第３４７号**
盛岡市東中野字見石47番地５　コーポ大吉203号
債務者　遠藤　忠典
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部